

第9回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年5月25日（月）

午後7時00分から

本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

（2）緊急事態宣言の解除に伴う対応について

（3）その他

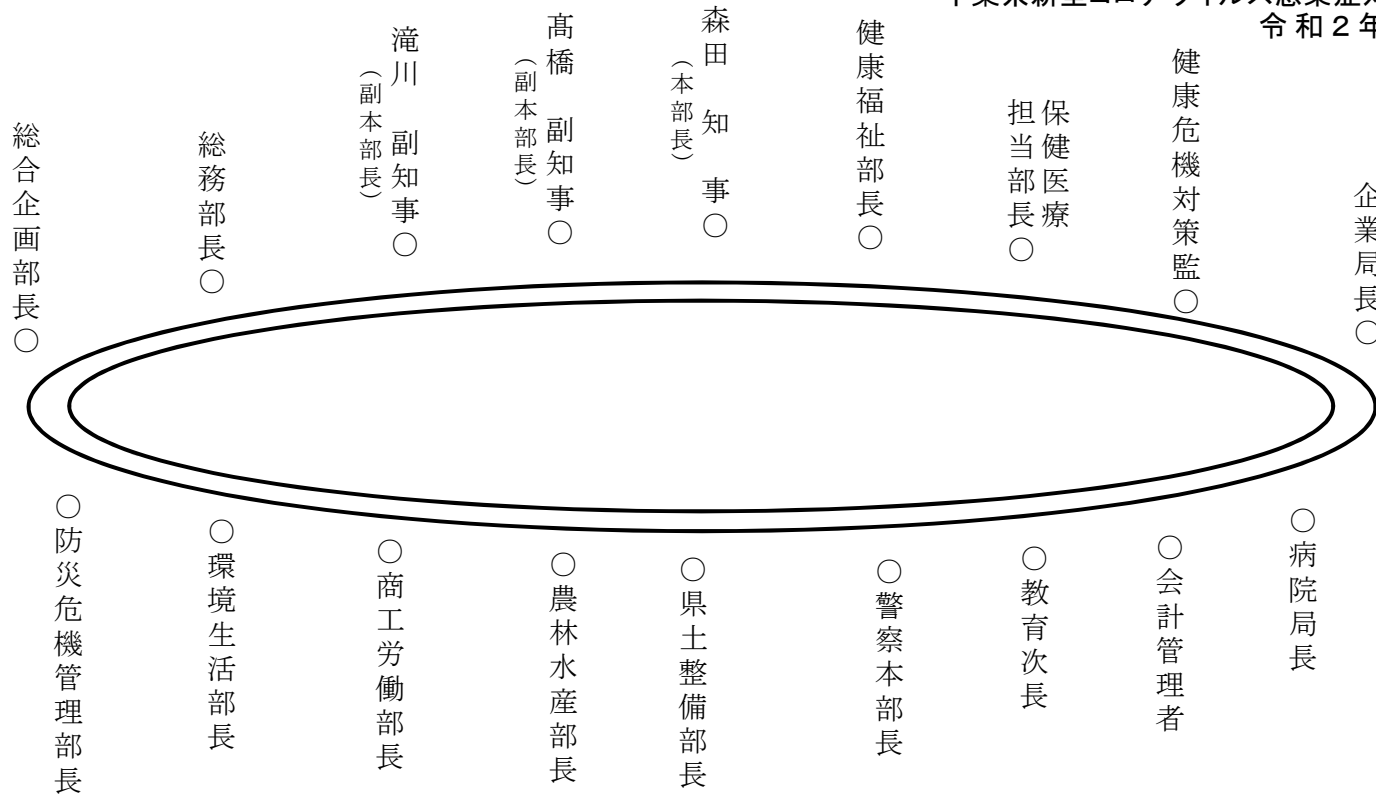
3 閉 会

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年5月25日（月）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和2年5月25日



- 秘書課長
- 特別秘書
- 総務課長
- 行政改革推進課長
- 財政課長
- 健康福祉部技術次長
- 健康福祉部事務次長
- 健康福祉政策課長
- 疾病対策課長
- 防災危機管理
部 危機管理課長
- 防災危機管理
部 危機管理課危機管理室長
- 健康福祉政策課
健康危機対策室長

新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和2年5月25日(月)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言解除後の再度の協力要請等の判断基準

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断する。

指標	目安	
	警報	再要請
①新規感染者数 (直近7日間平均)	5人以上/日	10人以上/日
②新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	1を上回る	1.5を上回る
③PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く)	3.5%以上	7%以上

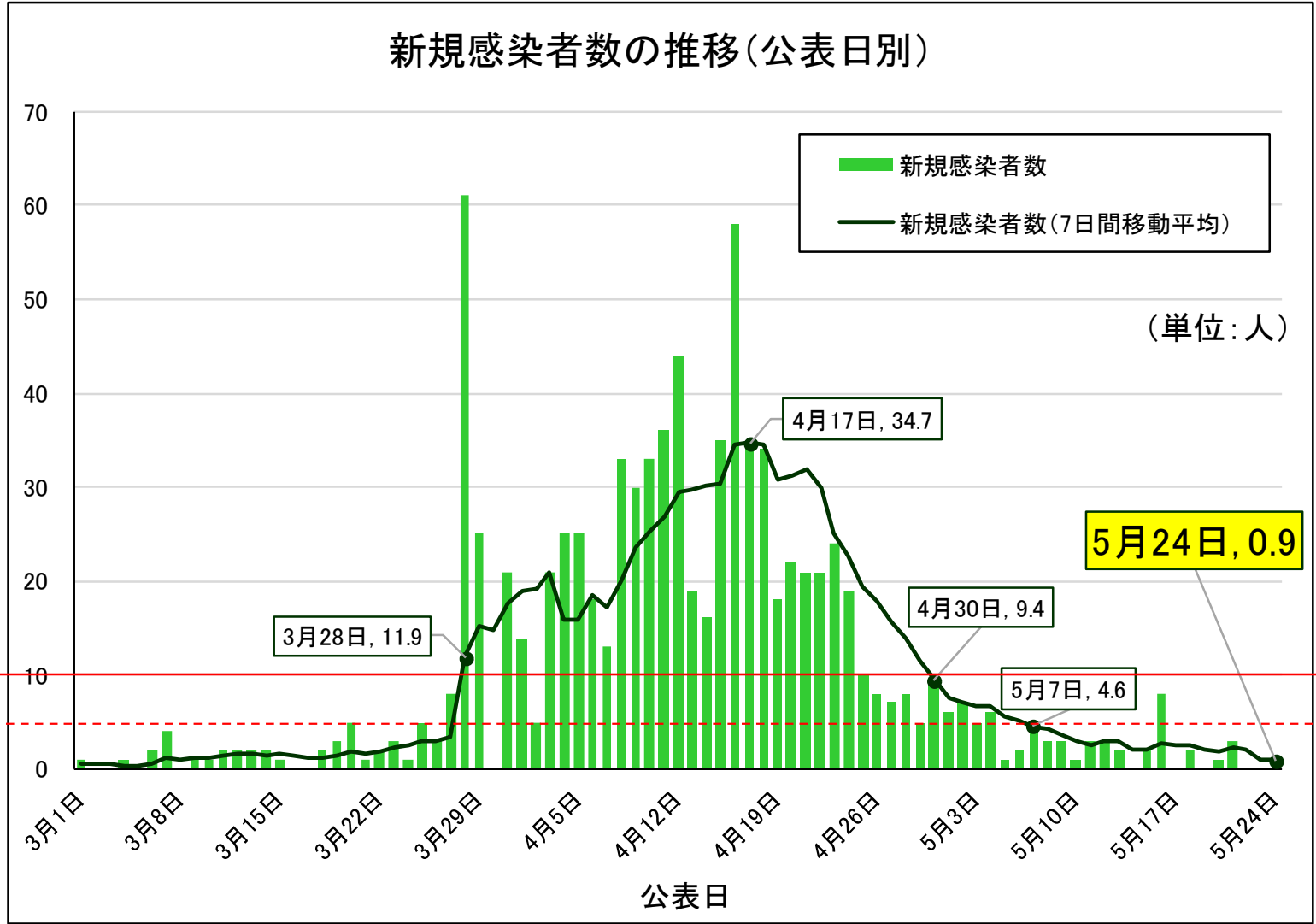
○警報
感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知する。
県民や事業者へ、
・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
・業種ごとのガイドラインを踏まえた対応の徹底
などを働きかける。

○再要請
段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断する。

○緩和
再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断する。

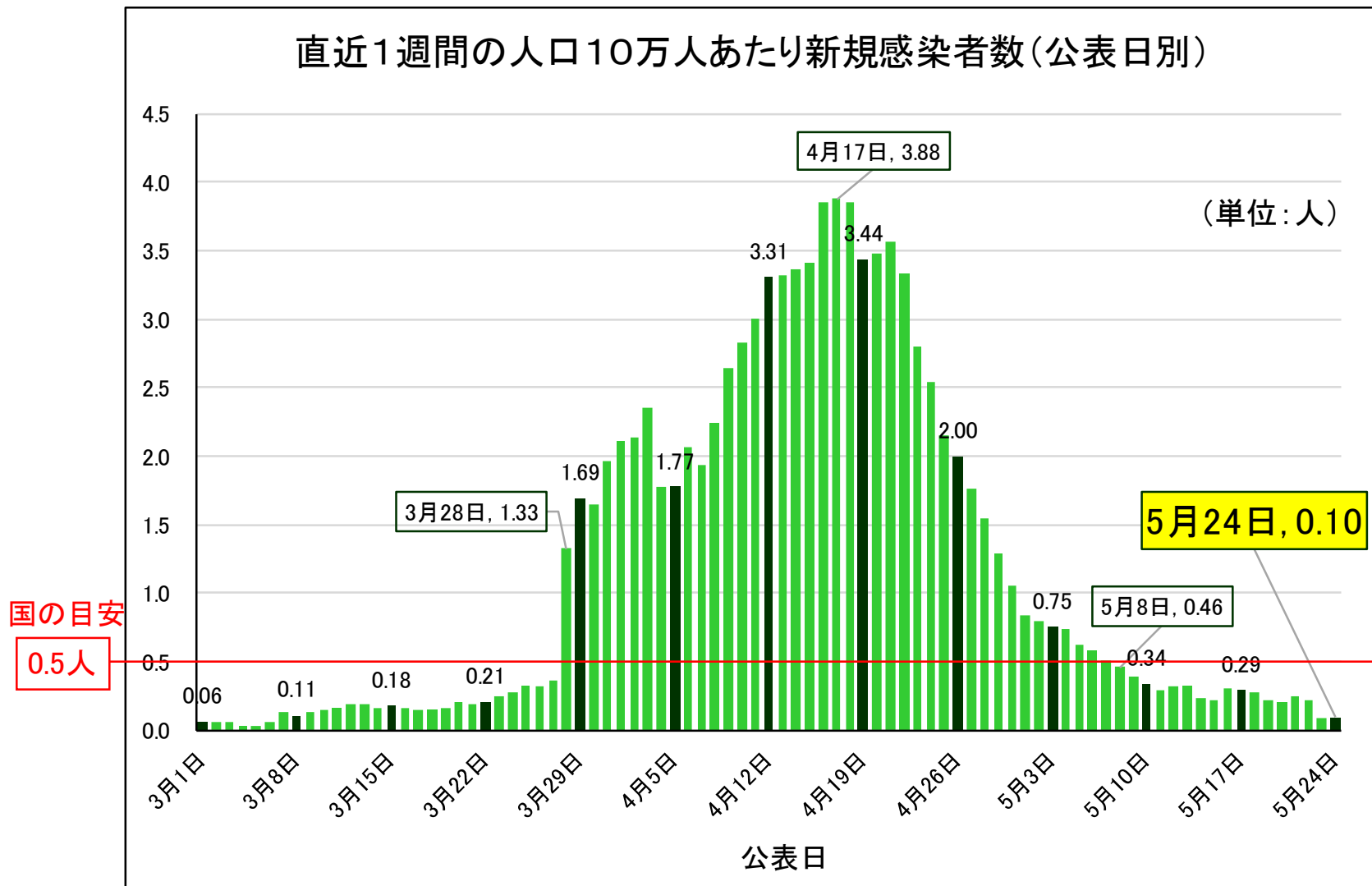
指標①：新規感染者数（直近7日間平均）

○ 新規感染者数は、4月中旬をピークに減少傾向にあり、直近7日間（5月18日～24日）の平均では0.9人となっている。



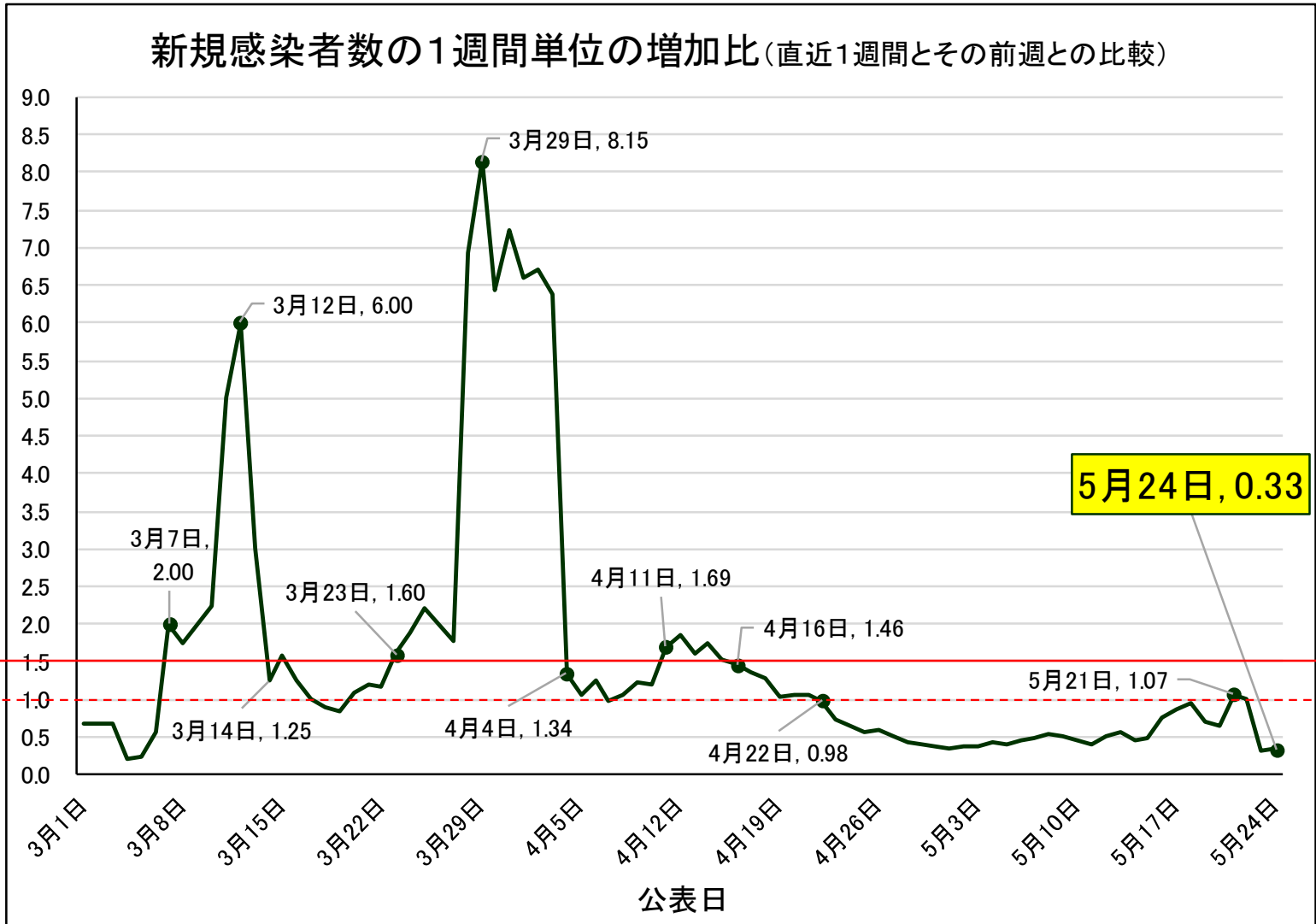
(参考) 直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数

- 直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数は、4月中旬をピークに急激に減少しており、5月24日までの直近1週間では0.10人となっている。



指標②：新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）

○ 新規感染者数の1週間単位の増加比では、4月下旬以降、概ね1を下回っており、直近では5月24日までの1週間とその前週との比較で0.33となっている。（1未満なら前週よりも減少、2なら倍増）



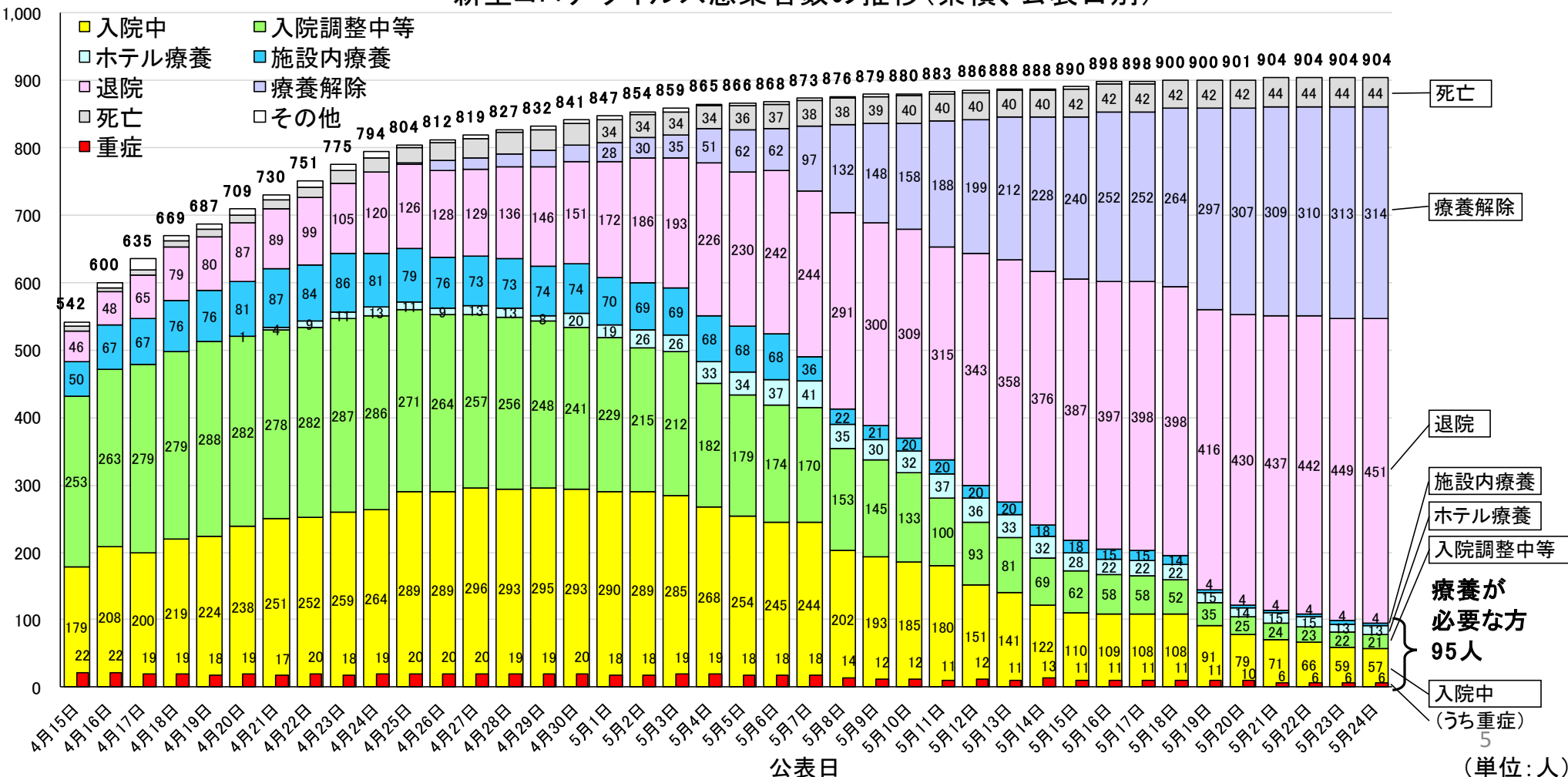
再要請の目安
1.5
1.0
警報の目安

(参考) 感染者の状況別内訳

○千葉県の実績感染者数: 904名 (5月24日公表時点)

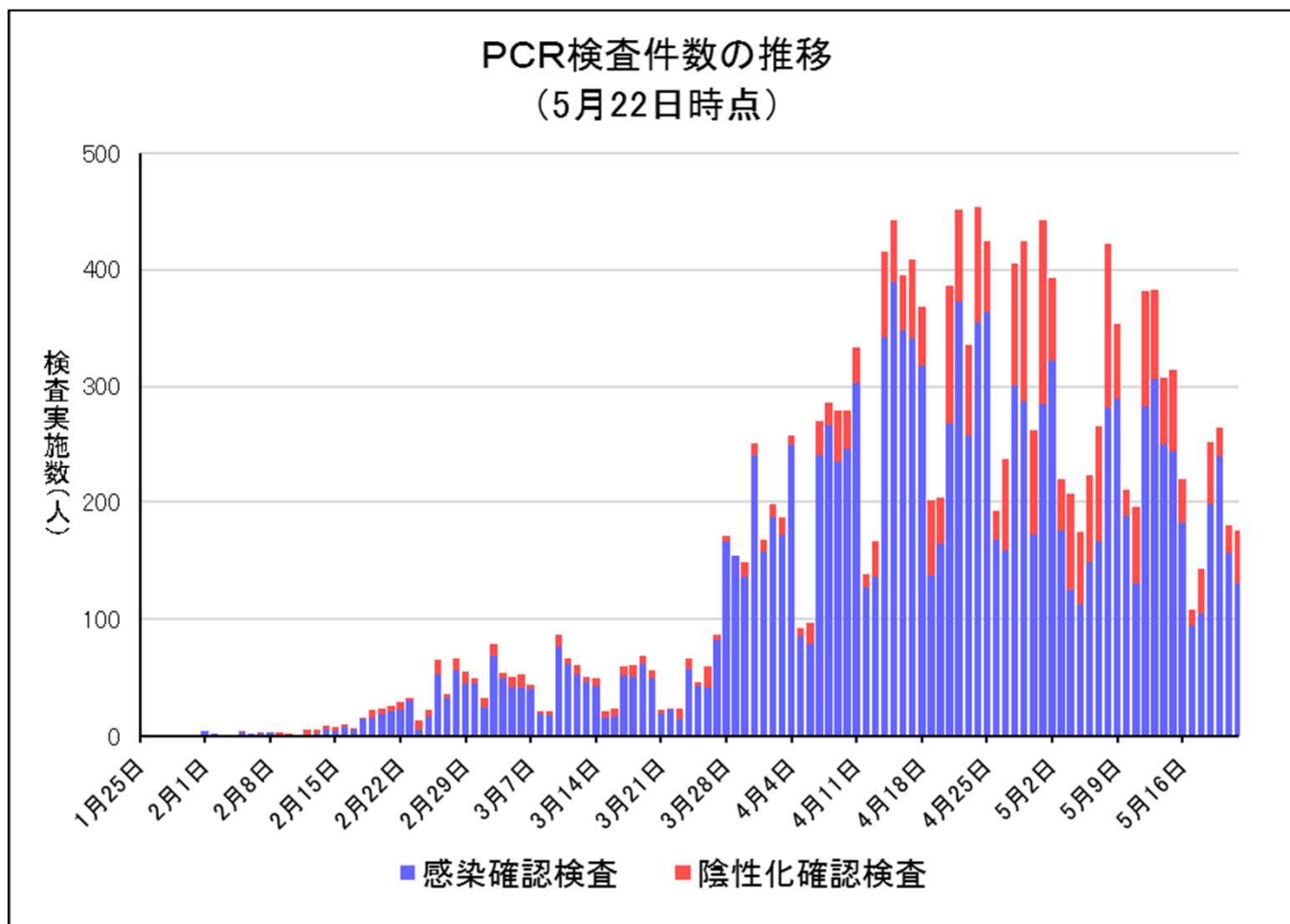
内訳: 入院中57名(うち重症6名)、入院調整中等21名、ホテル療養13名、施設内療養4名、退院451名、療養解除314名、死亡44名

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



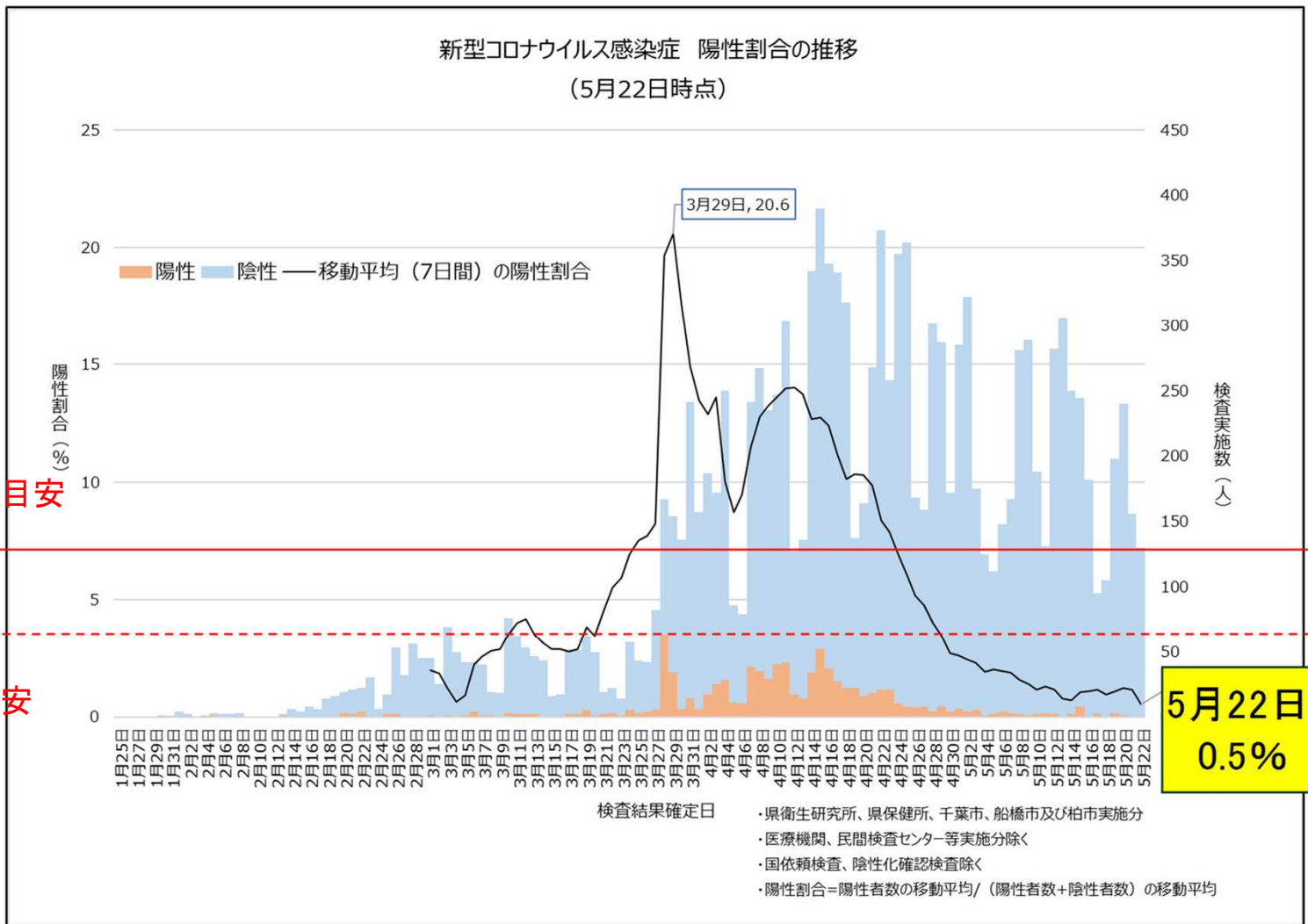
(参考) PCR検査の現状

- 千葉県におけるPCR検査件数は、3月下旬から増加し、直近では200件前後で推移している。
(現在の検査可能件数: 千葉県474件、千葉市32件、船橋市20件、柏市20件)
- また、地区医師会等による検査も進めている。



指標③：PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、4月中旬以降、減少傾向にあり、5月22日までの直近1週間の平均では0.5%まで減少している。



	陽性割合
3/28~ 4/3	13.6%
~4/10	13.6%
~4/17	11.2%
~4/24	6.9%
~5/1	2.6%
~5/8	1.6%
~5/15	1.1%
~5/22	0.5%

再要請の目安

7.0%

3.5%

警報の目安

5月22日,
0.5%

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（案）

令和2年5月25日

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってきたところです。

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況等を踏まえ、5月26日午前0時から、外出自粛等の協力要請等を緩和するとともに、施設の使用停止要請を一部解除することとしました。

また、今後も、県内の感染状況や近隣都県の状況等を踏まえた上で、段階的な解除・緩和を進めます。

県民、事業者の皆さまには、引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

1 基本的な考え方

- ① 国の基本的対処方針に沿って、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染拡大防止対策に取り組む。
- ③ 外出の自粛や施設の使用制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ④ 「新しい生活様式」の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。
- ⑥ 地域は千葉県全域とし、期間は令和2年5月26日からとする。

2 具体的な協力要請内容

(1) 県民の皆さまへ

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、

感染拡大防止の観点から避けてください。

その後にあつては、当面、都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応してください。

- これまでクラスターが発生しているような施設への外出は、使用停止要請が解除されるまで※、避けてください。

※ 【施設の使用停止要請の解除について】 記載のとおり。

(2) 事業者の皆さまへ

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するとともに、職場や店舗等に関して、業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行ってください。

※業種別のガイドラインは内閣官房のホームページに掲載されています。

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、22時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。（時間制限の全面解除の時期については、近隣都県の状況等を踏まえ、今後検討します。）

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。
 - ① 再開にあたっては、別紙「再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策」を行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、その実践など、感染防止対策を徹底してください。
 - ② 令和2年5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。
 - ③ 令和2年5月26日から、区分Bの施設の使用停止要請を解除します。
 - ④ 令和2年6月1日から、区分Cの施設の使用停止要請を解除します。
なお、解除時点において、後述する再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期します。
 - ⑤ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックスについては、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、区分Cと同時に解除します。

- ⑥ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックス以外の施設については、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向等を踏まえた上で、施設の使用停止要請の解除を検討します。

A	県民の文化的・健康的な生活を維持するために必要であり、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
B	クラスター発生歴がなく、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
C	A、B以外でクラスター発生歴のない施設（発生歴のある施設に類する施設を除く）
D	クラスター発生歴がある又は発生歴のある施設に類する高リスクな施設

< 施設の種類の区分 >

区分	施設の種類の種類	例示
A	図書館 等	<u>図書館、博物館、美術館、科学館、記念館</u> (Cに掲げる水族館等を除く)
B	大学 等	<u>大学、専修学校、各種学校 等</u>
	自動車教習所 等	<u>自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等</u>
	劇場 等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
	集会場 等	集会場、公会堂、展示場、 <u>ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）</u>
C	水族館 等	<u>水族館、動物園、植物園</u>
	運動施設の一部	体育館、水泳場、ボウリング場 等
	遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
	遊興施設等の一部	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
D	運動施設・遊興施設の一部	スポーツクラブ、カラオケボックス
	遊興施設等の一部	ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、性風俗店 等

* 波線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

(3) 催物（イベント等）の開催について

- 5月25日から概ね3週間程度は、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、慎重な対応をお願いします。開催の規模については、屋内100人かつ定員の半分以下、屋外200人以下を目安としてください。
- その後の催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件（人数上限）の緩和についてお示しします。
- 開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、②「マスクの着用」、③参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理など、基本的な感染防止策を講じてください。

3 再度の協力要請等の判断基準

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断します。

指標	目安	
	警報	再要請
新規感染者数（直近7日間平均）	5人以上/日	10人以上/日
新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）	1を上回る	1.5を上回る
PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）	3.5%以上	7%以上

○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
- ・業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策の徹底

などを働きかけます。

○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

○ 緩和

再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

別紙

再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策

[共通事項]

- ① 必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用（入場者及び従業員）を行う。
- ② 「3つの密」を徹底的に避ける。
- ③ 室内の換気や人と人との距離（できるだけ2mを目安に）を適切にとる。
- ④ 利用者に対して、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- ⑤ 施設におけるイベントの開催については、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

(1) 図書館又は博物館、美術館

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 必要に応じて、区画ごとの人数抑制対策等を講ずることにより、施設内においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること。

(2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 施設においてイベントを開催するにあたっては、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

(3) 自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの対策をとる。

(4) 遊技場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な換気対策と併せて、客の入れ替えのタイミングで消毒を行うこと。
- ④ 客同士が大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限に抑え、従業員が場内の客同士の状況を確認できる状態にすること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける。**
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う。**できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

施設の使用停止要請の段階的な解除

区分	施設の例示	解除時期
A 文化・健康	図書館、博物館、美術館、科学館、記念館	5月22日 解除
B 3密抑制容易	大学、専門学校、自動車教習所、学習塾、集会場、 展示場、貸会議室、文化会館、劇場、映画館、 プラネタリウム 等	5月26日 解除
C A、B以外で クラスター 発生歴なし	水族館、動物園、体育館、水泳場、ボウリング場、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、 テーマパーク、遊園地、個別ビデオ店、ネットカフェ、 漫画喫茶、場外馬券場 等	6月1日 解除 ※
D クラスター 発生歴あり	カラオケボックス、スポーツクラブ (ガイドラインの実践による対策の徹底を条件とする) ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を 伴う飲食店、性風俗店	未定

※ 再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期

◎ 飲食店等での酒類の提供の時間制限は、5月26日から「22時まで」とします。

緊急事態宣言解除に伴う要請内容の変更

外出

不要不急の外出自粛
県境をまたいだ
移動の自粛

出勤

出勤者数
7割削減
在宅勤務
ローテー
ション勤務

施設使用

施設の使用停止

5/22 区分Aの解除

イベント

イベントの
開催自粛

緊急事態宣言解除

県境を
またいだ
移動を
避ける

5 都道県
間の移動
を慎重に
対応

クラスター
発生施設・
3つの密の
ある場所へ
の外出を
避ける

人との
接触を
低減

在宅勤務
時差出勤
自転車通勤

5/26 区分Bの解除
飲食店等での酒類の提供
22時まで

6/1 区分C、区分D
の一部の解除

区分Dの解除
酒類の提供 時間制限解除

大規模
イベントの
開催自粛

段階的に規模要件
を緩和

3つの密となら
ないよう配慮
した開催

新しい生活様式の実践

業種ごとのガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底

「新しい生活様式」による感染拡大の防止と
社会経済活動の維持を両立した社会へ

主な変更点

変更案	現行
<p>新型インフルエンザ等<u>対策特別措置法に基づく協力要請</u>について</p>	<p>新型インフルエンザ等<u>緊急事態宣言に伴う措置</u>について</p>
<p>1 基本的な考え方</p> <p>① <u>国の基本的対処方針に沿って、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。</u></p> <p>③ <u>外出の自粛や施設の使用制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。</u></p> <p>④ <u>新しい生活様式の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。</u></p> <p>⑤ <u>再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。</u></p> <p>⑥ <u>地域は千葉県全域とし、期間は令和2年5月26日からとする。</u></p> <p>2 具体的な協力要請内容</p> <p>(1) 県民の皆さまへ</p> <p>○ <u>感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、</u></p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>① <u>外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置を行う。</u></p> <p>③ <u>的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、社会機能を停止させるような施策は実施しないことを県民に周知するとともに、落ち着いた対応を呼びかける。</u></p> <p>④ <u>地域は千葉県全域とし、期間は国の方針を踏まえ、5月31日までとする。</u></p> <p>2 具体的な要請内容</p> <p>(1) 県民の皆さまへ</p> <p>○ <u>生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、みだりに</u></p>

「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。

(削除)

(削除)

(削除)

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けてください。

その後にあっては、当面、都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応してください。

- これまでクラスターが発生しているような施設への外出

外出しないでください。

- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛してください。
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、日常生活を見直してください。
- 商店街やスーパーマーケット等買い物に出かけるときは、人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。
- 公園等を利用する際は、少人数で、混雑時を避け、人との距離を適切にとってください。

は、使用停止要請が解除されるまで、避けてください。

(2) 事業者の皆さまへ

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、22時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いいたします。

(時間制限の全面解除の時期については、近隣都県の状況等を踏まえ、今後検討します。)

(削除)

(削除)

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(2) 事業者の皆さまへ

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いいたします。

- 行楽地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイについて、3つの密を避ける対策の徹底及び人が密集する状況となった場合の適切な入場制限への協力を要請します。

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の施設を管理する事業者の皆様は、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開することを検討してください。

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

② 令和2年5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。

③ 令和2年5月26日から、区分Bの施設の使用停止要請を解除します。

④ 令和2年6月1日から、区分Cの施設の使用停止要請を解除します。

なお、解除時点において、後述する再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期します。

⑤ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックスについては、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、区分Cと同時に解除します。② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。

⑥ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックス以外の施設については、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向等を踏まえた上で、施設の使用停止要請の解除を

② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。なお、ホームページ掲載や掲示などにより、感染拡大防止のため県境をまたいだ移動を誘発しないよう御配慮をお願いします。

③ 区分B、区分Cについては、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、区分Aの解除からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

検討します。

(3) 催物(イベント等)の開催について

- 5月25日から概ね3週間程度は、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、慎重な対応をお願いします。開催の規模については、屋内100人かつ定員の半分以下、屋外200人以下を目安としてください。
- その後の催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件(人数上限)の緩和についてお示しします。
- 開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人の距離の確保」、②「マスクの着用」、③参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理など、基本的な感染防止策を講じてください。

(3) 催物の開催について

「3つの密」を避けられない場合など、感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)の開催自粛の協力を要請します。特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応されるよう要請します。

県有施設の使用再開について

令和2年5月25日

総務部

5月25日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された本県の施設使用停止要請の解除の基本的な考え方を踏まえ、下記のとおり、全ての県有施設について使用を再開します。

記

○使用を再開する施設について

※ 感染拡大防止のガイドラインを踏まえて対策を講じた上で再開。

(1) 5月26日以降再開する施設

- ・ 区分B（大学等、文化会館、幕張メッセ、青少年教育施設）

クラスター発生歴がなく、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設

- ・ その他（上記以外の屋外運動施設、駐車場等、会議室等の屋内施設）

※ 詳細は別添のとおり

※ 準備が整い次第、順次再開

施設内の一部箇所について、6月1日以降使用再開となるものがあります。

(2) 6月1日以降再開する施設

- ・ 区分A及びB以外でクラスター発生歴のない施設

（各施設の体育館、水泳場、屋内運動施設）

※ 準備が整い次第、順次再開

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2327	千葉県生涯大学校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○再開時期までは、オンライン授業等を実施。 ○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。
新規	健康福祉部	医療整備課 043-223-3381	保健医療大学	全体	B	令和2年 6月1日	○再開時期まで登校を伴わない遠隔授業を実施。 ○6月以降、段階的に施設使用
新規	健康福祉部	医療整備課 043-223-3381	鶴舞看護専門学校	全体	B	令和2年 6月1日	○再開時期まで登校を伴わない遠隔授業を実施。 ○6月以降、段階的に施設使用
新規	健康福祉部	医療整備課 043-223-3381	野田看護専門学校	全体	B	令和2年 6月1日	○再開時期まで登校を伴わない遠隔授業を実施。 ○6月以降、段階的に施設使用
新規	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2259	千葉県消費者センター	研修ホール、展示ホール等	B	令和2年 6月1日	○研修ホール・展示ホール等の利用再開 (研修ホール等の入室人数の制限、十分な座席の間隔) ○来所相談の自粛要請解除 (従来通り事前電話にて予約) ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録 ○電話相談事業は引き続き通常通り実施 (平日：午前9時から午後4時半、土曜日：午前9時から午後4時)
新規	環境生活部	県民生活・文化課 (043-223-4131)	文化会館 千葉県文化会館	全体	B	令和2年 6月2日	○入場人数の制限 ○十分な座席の間隔 ○ギャラリーの閉鎖(当面の間) ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○公演主催者に対し手指消毒液設置要請 ○入館者情報を記録

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	環境生活部	県民生活・文化課 (043-223-4131)	文化会館 千葉県東総文化会館	全体	B	令和2年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○入場人数の制限 ○十分な座席の間隔 ○ギャラリーの閉鎖（当面の間） ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○公演主催者に対し手指消毒液設置要請 ○入館者情報を記録
新規	環境生活部	県民生活・文化課 (043-223-4131)	文化会館 千葉県南総文化ホール	全体	B	令和2年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○入場人数の制限 ○十分な座席の間隔 ○ギャラリーの閉鎖（当面の間） ○練習室の閉鎖（当面の間） ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○公演主催者に対し手指消毒液設置要請 ○入館者情報を記録
新規	環境生活部	県民生活・文化課 (043-223-4131)	文化会館 青葉の森公園芸術文化ホール	全体	B	令和2年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○入場人数の制限 ○十分な座席の間隔 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○公演主催者に対し手指消毒液設置要請 ○入館者情報を記録
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	千葉県いすみ環境と文化の さとセンター	ネイチャーセンター、デイ キャンプ場、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。 ※今回再開する部分以外は未閉鎖であり、引き続きご利用になれます
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	自然公園施設 大房岬自然公園施設	ビジターセンター、キャン プ場、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。 ※今回再開する部分以外は未閉鎖であり、引き続きご利用になれます
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	自然公園施設 勝浦海中公園施設	ビジターセンター、トンネ ル、栈橋	その他	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。 ※今回再開する部分以外は未閉鎖であり、引き続きご利用になれます

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	自然公園施設 白子自然公園施設	野球場、テニスコート（利 用停止中）、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。 ※今回再開する部分以外は未閉鎖であり、引き続きご利用になれます
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	自然公園施設 片貝自然公園施設	ビクターセンター	その他	準備が整 い次第順 次	○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。 ※今回再開する部分以外は未閉鎖であり、引き続きご利用になれます
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	自然公園施設 上永井自然公園施設	飯岡刑部岬展望館	その他	準備が整 い次第順 次	○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	環境生活部	自然保護課 (043-223-2956)	自然公園施設 館山自然公園施設	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	○「三つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。 ※今回再開する部分以外は未閉鎖であり、引き続きご利用になれます
新規	商工労働部	経済政策課 (043-223-2713)	幕張メッセ国際展示場 （日本コンベンションセン ター国際展示場）	全体	B	準備が整 い次第順 次	以下の対策を主催者へ要請 ○入場人数の制限 ○四方を空けた席配置 ○発熱等体調不良者の来館自粛 ○マスク着用 ○入館者情報を記録 ○手指の消毒
新規	商工労働部	産業振興課 (043-223-2726)	東葛テクノプラザ	会議室、多目的ホール、研 修室	B	準備が整 い次第順 次	以下の対策を主催者へ要請 ○入場人数の制限 ○間隔を空けた席配置 ○発熱等体調不良者の来館自粛 ○マスク着用 ○入館者情報を記録 ○手指の消毒

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	商工労働部	企業立地課 (043-223-2443)	かずさアカデミアホール	全体	B	準備が整 い次第順 次	以下の対策を主催者へ要請 ○入場人数の制限 ○四方を空けた席配置 ○発熱等体調不良者の来館自粛 ○マスク着用 ○入館者情報を記録 ○手指の消毒
新規	商工労働部	産業人材課 (043-223-2755)	市原高等技術専門校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○厚生労働省が示す公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症対策を実施。
新規	商工労働部	産業人材課 (043-223-2755)	船橋高等技術専門校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○厚生労働省が示す公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症対策を実施。
新規	商工労働部	産業人材課 (043-223-2755)	我孫子高等技術専門校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○厚生労働省が示す公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症対策を実施。
新規	商工労働部	産業人材課 (043-223-2755)	旭高等技術専門校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○厚生労働省が示す公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症対策を実施。
新規	商工労働部	産業人材課 (043-223-2755)	東金高等技術専門校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○厚生労働省が示す公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症対策を実施。
新規	商工労働部	産業人材課 (043-223-2755)	障害者高等術専門校	全体	B	準備が整 い次第順 次	○厚生労働省が示す公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症対策を実施。
新規	農林水産部	担い手支援課 (043-223-2901)	農業大学校	全体	B	令和2年 6月1日	○学生の登校を伴わない遠隔授業（在宅授業）を5月11日から実施している。 ○開校後は、県教育委員会が示す「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に準じて対策を実施する。

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	農林水産部	畜産課 (043-223-2930)	千葉県酪農のさと	酪農資料館 屋外施設 駐車場	B	準備が整 い次第順 次	屋内屋外部分で共通 ○マスクの着用（従業員） ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手洗い、手指の消毒 ・マスク着用 屋内部分のみ ○手指の消毒設備の設置 ○室内の換気 ○入館者情報を記録
新規	農林水産部	森林課 (043-223-2947)	内浦山県民の森	宿泊棟、ログキャビン、 キャンプ場、オートキャン プ場、野球場、バーベ キュー場、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	○手指の消毒設備の設置 ○マスクの着用（従業員） ○室内の換気 ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手指消毒 ・マスク着用 ○イベントは当面中止 ○文化体育館（C区分）は除く

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	農林水産部	森林課 (043-223-2947)	清和県民の森	木工室	B	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○手指の消毒設備の設置 ○マスクの着用（従業員） ○室内の換気 ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手指消毒 ・マスク着用 ○イベントは当面中止
				ログキャビン、キャンプ 場、オートキャンプ場、 バーベキュー場、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	
新規	農林水産部	森林課 (043-223-2947)	館山野鳥の森	木工体験コーナー	B	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○手指の消毒設備の設置 ○マスクの着用（従業員） ○室内の換気 ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手指消毒 ・マスク着用 ○イベントは当面中止
				展示室、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	
新規	農林水産部	森林課 (043-223-2947)	船橋県民の森	バーベキュー場、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○手指の消毒設備の設置 ○マスクの着用（従業員） ○室内の換気 ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手指消毒 ・マスク着用 ○イベントは当面中止

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	農林水産部	森林課 (043-223-2947)	東庄県民の森	木工室、多目的室	B	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○手指の消毒設備の設置 ○マスクの着用（従業員） ○室内の換気 ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手指消毒 ・マスク着用 ○イベントは当面中止
				展示室、弓道場、テニス コート、フィールドアスレ チック、バーベキュー場、 駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	
新規	農林水産部	森林課 (043-223-2947)	大多喜県民の森	木工室、研修室	B	準備が整 い次第順 次	<ul style="list-style-type: none"> ○手指の消毒設備の設置 ○マスクの着用（従業員） ○室内の換気 ○人と人との距離を適切にとる ○利用者に以下を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等症状のある者の入場禁止 ・手指消毒 ・マスク着用 ○イベントは当面中止
				ログキャビン、キャンプ 場、展示室、バーベキュー 場、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	銚子漁港 夫婦ヶ鼻公園 夕日に映える広場	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	飯岡漁港 いいおかみなと公園	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	栗山川漁港 マリソピアくりやまがわ	後背地（駐車場）	その他	準備が整 い次第順 次	—

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	太東漁港 太東海浜広場	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	天津漁港 漁港海岸	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	鴨川漁港	防波堤、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	乙浜漁港 漁港海岸	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	富崎漁港 相浜海岸	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	農林水産部	漁港課 (043-223-3025)	勝山漁港 漁港海岸	駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	千葉ポートパーク	全体	その他	準備が整 い次第順 次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	新港公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	潮浜公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	富津みなと公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	上総湊港海浜公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	袖ヶ浦海浜公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	内港公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	内港北公園	全体	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	栗坪浜緑地（駐車場）	全体	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	県土整備部	港湾課 043-223-3838	検見川の浜駐車場	全体	その他	準備が整 い次第順 次	—
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	富津公園	遊戯施設、野外劇場、展望 塔、屋外運動施設、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	※屋内施設（屋内プール）、遊戯施設（複合遊具）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	印旛沼公園	屋外運動施設（複合遊具は 除く）、駐車場	その他	準備が整 い次第順 次	※遊戯施設（複合遊具）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	館山運動公園	屋外運動施設（観客席部分 を除く）、遊戯施設、駐車 場	その他	準備が整 い次第順 次	※屋内施設（体育館）、運動施設（観客席部分）、屋内施設（トレーニング 室）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	青葉の森公園	屋内施設（つくしんぼの家、公園センター）、バーベキュー施設、ドッグラン、駐車場	その他	準備が整い次第順次	※遊戯施設（複合遊具）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	柏の葉公園	屋外運動施設（観客席部分を除く）、遊戯施設（複合遊具を除く）、野外劇場、バーベキュー施設、ドッグラン、バラ園、屋内施設（レストハウス、公園センター）、駐車場	その他	準備が整い次第順次	※屋内施設（体育館、茶室）、運動施設（観客席部分）、遊戯施設（複合遊具）、屋内施設（トレーニング室）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	北総花の丘公園	全体	その他	準備が整い次第順次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	長生の森公園	屋外運動施設（観客席部分を除く）、駐車場	その他	準備が整い次第順次	※運動施設（観客席部分）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	行田公園	遊戯施設（複合遊具を除く）、駐車場	その他	準備が整い次第順次	※遊戯施設（複合遊具）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	手賀沼ふれあい自然緑道	全体	その他	準備が整い次第順次	—
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	幕張海浜公園	全体	その他	準備が整い次第順次	—
新規	県土整備部	公園緑地課 043-223-3928	蓮沼海浜公園	全体	その他	準備が整い次第順次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	県土整備部	下水道課 043-223-3357	花見川終末処理場（美浜ふれあい広場）	全体	その他	準備が整い次第順次	○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	県土整備部	下水道課 043-223-3357	江戸川第二終末処理場（いこいの広場）	遊戯施設（複合遊具は除く）、駐車場	その他	準備が整い次第順次	※遊戯施設（複合遊具）は引き続き閉鎖 ○「3つの密」を避けるなどの感染症対策を講じる。詳細は検討中。
新規	教育庁	児童生徒課 043-223-4231	子どもと親のサポートセンター	全体	B	令和2年 6月1日	○事前予約制 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○相談時間短縮（50分→40分） ○児童生徒・保護者を対象とした研修は人数制限をしたうえで実施
新規	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立手賀の丘少年自然の家	全体（宿泊室・プラネタリウム・休憩スペースを除く）	B C	令和2年 6月2日	○事前予約制 ○施設利用者の人数制限 ○宿泊室・プラネタリウムの当面利用中止 ○休憩スペース等の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請
新規	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立水郷小見川少年自然の家	全体（宿泊室・プラネタリウム・休憩スペースを除く）	B C	令和2年 6月2日	○事前予約制 ○施設利用者の人数制限 ○宿泊室・プラネタリウムの当面利用中止 ○休憩スペース等の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請
新規	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立君津亀山少年自然の家	全体（宿泊室・プラネタリウム・休憩スペースを除く）	B C	令和2年 6月2日	○事前予約制 ○施設利用者の人数制限 ○宿泊室・プラネタリウムの当面利用中止 ○休憩スペース等の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立東金青年の家	全体（宿泊室・休憩スペースを除く）	B C	令和2年 6月2日	○事前予約制 ○施設利用者の人数制限 ○宿泊室の当面利用中止 ○休憩スペース等の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請
新規	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立鴨川青年の家	全体（宿泊室・休憩スペースを除く）	B C	令和2年 6月2日	○事前予約制 ○施設利用者の人数制限 ○宿泊室の当面利用中止 ○休憩スペース等の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請
新規	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツセンター	全体	B C D その他	令和2年 6月2日	○トレーニング室は準備でき次第再開 ○利用者数及び利用時間の制限 ○発熱等体調不良者の利用自粛要請 ○運動中以外のマスク着用の要請 ○利用者情報を記録
新規	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツセンター射撃場	全体	その他	令和2年 6月2日	○利用者数及び利用時間の制限 ○発熱等体調不良者の利用自粛要請 ○運動中以外のマスク着用の要請 ○利用者情報を記録
新規	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツセンター東総運動場	全体	その他	令和2年 6月2日	○利用者数及び利用時間の制限 ○発熱等体調不良者の利用自粛要請 ○運動中以外のマスク着用の要請 ○利用者情報を記録
新規	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県国際総合水泳場	全体	C D	6月第2週 目途	○準備でき次第再開 ○利用者数及び利用時間の制限 ○発熱等体調不良者の利用自粛要請 ○運動中以外のマスク着用の要請 ○利用者情報を記録

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
新規	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 大利根分館	全体	A	令和2年 6月2日	○同時入館者数の制限 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
新規	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	全体	A	令和2年 6月2日	○同時入館者数の制限 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
新規	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	全体	A	令和2年 6月2日	○同時入館者数の制限 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
新規	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関宿城博物館	全体	A	令和2年 6月2日	○同時入館者数の制限 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
新規	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立現代産業科学館	「現代産業の歴史」展示室	A B	令和2年 6月2日	○開館時間：午前9時から午後3時30分（通常午前9時から午後4時30分） ○同時入館者数の制限 ○当面、2階「現代産業の歴史」展示室のみ再開 ○プラネタリウムの当面利用中止 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
一部 新規	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県男女共同参画センター	情報コーナー	A	令和2年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業（女性・男性）は引き続き通常通り実施 ・入館人数等の制限 ・開館時間：午前9時から午後5時（通常月曜を除く平日は午後9時、土日祝日は午後5時）まで ・発熱等体調不良者の来館自粛要請 ・マスク着用の要請 ・入館者情報を記録
				交流スペース、会議室	B	準備が整い 次第順次	
済	総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県文書館	全体	A	令和2年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○事前予約制 ○ビデオ視聴室等は閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
済	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立中央図書館	全体	A	令和2年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○入館人数及び滞在時間の制限 ○開館時間：午前9時から午後5時（通常、月曜を除く平日は、午後7時）まで ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○対面朗読の休止 ○入館者情報を記録
			千葉県立西部図書館	全体			
			千葉県立東部図書館	全体			
済	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立房総のむら	全体（ただし、商家2階展示室を除く）	A	令和2年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○一部展示室を閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月25日現在）

※感染拡大措置を行った上で再開

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる

※区分とは、5月22日に公表した施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

※「準備が整い次第順次」については各課のホームページ等で追って発表

発表	部名	課名 (問合せ先)	施設名	再開箇所	区分	再開 時期	補足説明
済	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 本館	全体（ただし、「体験の 森」を除く）	A	令和2年 5月26日	○開館時間：午前10時から午後4時30分（通常午前9時から午後4時30分） ○同時入館者数の制限 ○一部展示室を閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
済	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立美術館	全体	A	令和2年 5月26日	○同時入館者数の制限 ○休憩スペース・資料室の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録